

第四十九号議案

租税特別措置法施行令に基づく譲渡予定価額審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

租税特別措置法施行令に基づく譲渡予定価額審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例
租税特別措置法施行令に基づく譲渡予定価額審査に係る手数料に関する条例（平成十二年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「若しくは第三十九条の九十八第十項第二号」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の九十八第十項第二号に規定する申出に対する審査については、この条例による改正前の租税特別措置法施行令に基づく譲渡予定価額審査に係る手数料に関する条例第二条第一号の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の施行による租税特別措置法施行令（昭和三十二年政

令第四十三号)の改正に伴い、規定を整備する必要がある。